

認知症になっても安心して暮らせる社会を

月刊 POLE-POLE (スワヒリ語)

ぼ～れぼ～れ

ゆっくり やさしく おだやかに



群馬県支部版

わたぼうし No.478

認知症の人と家族の会 理念

認知症になったとしても、介護する側になったとしても、人としての尊厳が守られ日々の暮らしが安穩に続けられなければならない。認知症の人と家族の会は、ともに励ましあい助け合って、人として実りある人生を送るとともに、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現を希求する。

巻頭言

認知症の人の意思と家族の思い



勉強会で、発表を依頼されました。

テーマは『認知症の人の「嫌だ」は尊重すべきか』で、依頼内容は「家族からみる認知症の人の意思」でした。私は、母の介護の際にあつた話をしました。

「嫌だ」という意思は当然尊重すべきです。しかし、私は真逆の事をしました。「ショートステイに行ってくれ」と母に

言いました。母が嫌がるのを承知の上で、そうしなければ、私が、家族がつぶれると思つて口にし、当日嫌がる母を無理やり連れだしました。それによつて急場はしのげましたが、無理なことを母に強いたという苦い思いが残りました。

家族にとつては、本人の意思がわからないときより、わかつている、その意思にもつともな理由もある。でも、その意思に反する対応をとらざるを得ない時がもつとも辛いのではないのでしょうか。私はそう思うのです。

あの時のことを思い返して、もう一度母の介護をやり直したらと考えても、今度はいまやれるとは到底思えないのです。そんな思いを伝えたかったのですが、言い尽くせませんでした。

目次

・ 巻頭言 認知症の人の意思と家族の思い	1 頁
・ おたよりから	2 頁
・ 総会開催の報告	3 頁
・ ●群馬県支部総会 ●本部総会	3 頁
・ へわが家の認知症ケア手帳 ^{③⑧}	3 頁
・ 渡辺医院院長(当会顧問) 渡辺俊之	4 頁
・ 共生社会を実現するための認知症基本法	4 頁
(基本理念)	
・ 編集後記	4 頁

これからの予定

- 7月8日(土) 伊勢崎つどい 10時～12時 伊勢崎市文化会館
- 7月9日(日) 渋川つどい 10時～12時 渋川市中央公民館
- 7月15日(土) 館林つどい 10時～12時 館林市中部公民館
- 7月23日(日) 県央つどい 10時～12時 県社会福祉総合センター
2階202会議室

電話相談

◎群馬県支部(群馬県からの委託事業)
認知症の人と家族のための電話相談

027(289)2740

◎本部フリーダイヤル

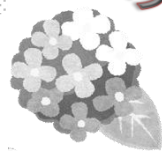
0120(294)456



Twitter
始めました

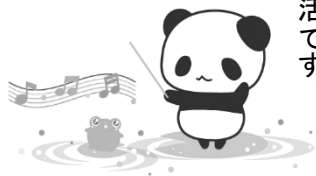


おたよりから



母と父が相次いで入院

5 月初旬に東京在住の母が、下旬に父が入院してしまいました。私の定期的な群馬からの実家滞在は日数を減らして継続中です。1 人の滞在は寂しいものですね。言い合える相手がいるのは幸せなことなのかもしれません。日々変化する介護生活です。



100 歳まであと少し

特別養護老人ホームで生活している妻の母の 100 歳が、あと 2 か月とちよつとに迫ってきました。0 歳のひ孫との面会は叶えたものの、その記憶は写真を見せても定かではないようです。出産を遂げる前の心配な思いが強く残っているのか、しきりに、〇〇子は大丈夫なのかと孫娘の名前を口にします。それだけでも立派なものです。

(次のお便りは、新潟県支部会報「越佐」5 月号より転載させていただきました)

家族支援重視に回帰を望む

新潟市 小林友次

妻の在宅介護 10 年

私は若年性認知症の妻を在宅で 10 年介護し、3 年前に入所させました。苦渋の決断でした。現在は面会はままならぬ中、妻の状態は体重 25 キロ減になり、拘縮と振せん(しんせん)・ふるえのことが加わり、覚悟の日々にいます。

私は「家族の会」のつどいに参加して、世話人や他の方々のアドバイスで情緒的支援を頂いて、うつ病から回復しました。私は今、各地のオレンジカフェやつどいでピアサポート活動をしています。

4 月会報の二つの記事から

4 月の会報に丹野さんの「認知症と なつてからの意思決定」と丸山さんの「娘の思い・母親の思い」生きるというこゝろ」が掲載されていました。私には本人の視点と、家族介護者視点の対比を強く感じました。

丹野さんは主に「認知症本人から見える社会はこうなんです」と認知症のイメージ払拭に貢献し、丸山さんは家族性認知症の経過の中で、揺れ動く母の重い葛藤を周知されました。

私の懸念・家族のニーズとのズレ

丹野さんの登場以来、徐々にその存在がある懸念に変わってきました。丹野さんは長年一貫して本人視点で感じる認知症の世界を、進行しない病の状況で講演し、マスメディア・厚労省並びに提供側の介護業界に重用されています。

仲間とつながり支え合うとは、主に介護家族の不安、悩み、苦悶に接し、配偶者・家族・親子・近隣・医療介護関係者の状況に、年齢・性別・経済力・人生経験をも尊重して、自分事として捉える必要があります。その為に上記関係を本人及び介護者が吐露することで信頼が生まれます。



ゴールドプランとオレンジプラン

新オレンジプランと認知症施策推進大綱と前進した施策の恩恵は大きいものです。しかし、「認知症バリアフリー」・「認知症希望大使」・「共生」と「予防」のフレーズは、私は大嫌いです。本人の視点のみに立った支援策であり、家族のニーズとのズレがあると思うからです。社会関係者は、家族のニーズにどれだけ答えているでしょうか。

介護家族支援策重視を

また、4 月号会報に理事会開催報告が載っていました。初の本人理事候補の丹野さん出席とありましたが、私は「認知症の人と家族の会理念」からして違和感を覚えます。丹野さんの言動を批判しているのではなく、病の進行が見られない極めて一部の方のニーズと、圧倒的多数の私ら介護経験者ニーズを鑑み、本人施策傾倒から、介護家族視点に戻してもらいたいと、強く要望します。



総会開催の報告

●群馬県支部（5月28日）●

2023 年度の公益社団法人認知症の人と家族の会群馬県支部の総会を、例年通り定例の世話人会を兼ねて開催しました。支部総会で講演会などを開催する支部の方が多いものと思います。しかし、群馬県支部では、年度末から年度初めは決算作業などで手いっぱいのため総会のみで開催とされています。

今年の総会には世話人 11 人と会員 1 名が出席しました。

総会では、活動・決算報告、活動計画・予算案、本部総会代議員案が、一部字句の追記・修正の後に滞りなく承認されました。

報告の中では、会員数が微増であったこと、電話相談の件数はリピーター相談の減少の事情を考慮すればほぼ横ばいであったこと、2023 年度県、県社協から新規の補助金がいただけたが、2024 年度は、本部の支部活動支援基金が廃止になることなどが主な項目でした。

●本部総会（6月10、11日）●

○本部総会には、支部総会で選出された恩田初男副代表（現地）、大木美穂・



笹谷朋弘両世話人（オンライン）の 3 名、田部井代表が理事（今総会で退任）として出席しました。大多数の代議員が現地出席するのは実に 4 年ぶりのことでした。やはり、人が集まると言うことだけで会の力を感じる言いが出来ず。また、互いの無事を目で確認しあうという大きな意味もあり、感慨深いものがありました。

○今度の総会は、役員改選の総会でもありました。高見国生前代表の後を受けて任に就いた鈴木森夫代表のご苦労には大変なものがありません。十分な力添えもできぬまま、3 期 6 年の任期を全うしていただきました。本当にご苦労様でした。



〈退任された鈴木森夫前代表〉



〈鎌田松代新代表〉

○そして、新たに鎌田松代さんに代表を務めてもらうことに決まりました。鎌田新代表は、複数の家族介護の体験をお持ちのほかに、看護師という専門職でもあります。社会環境の変化や厳しい財政事情にはありますが、その力をフルに発揮してくれるものと期待します。



〈新任の丹野智文理事〉

○また、役員改選で理事体制がかなり若い人達に入れ替わりしました。世代交代はどこの世界でも大きな課題で「家族の会」もご多分に漏れません。これ

までの動きを尊重した若い人たちに大いに期待しています。

特筆されるのは、「家族の会」の歴史で初めて丹野智文さんを本人理事としてとって迎えたことです。本人も家族も、が、形としても整ったことを内外に示しました。

○2 日目の交流分科会が開かれましたが、恩田さんと笹谷さん共に、「つどいのあり方」の第 2 分科会に参加してもらいました。後日その感想がお届けできるかもしれません。



渡辺俊之の「わが家の認知症ケア手帳」³⁸⁾

家族だけでも受診を

渡辺医院院長（精神科医、当会顧問） 渡辺俊之



認知症は早期治療が大切ですが、本人が受診を拒否し、困っている家族も多いでしょう。そこには、「認知症と診断されるのが怖い」という不安や、「ぼけ扱いするな」というプライド、物忘れを巡ってこじれた家族関係などが影響しています。

外来にやってきた、ある老夫婦の話です。夫は「妻に妄想がある」と訴えますが、妻が受付に渡したメモには、「夫の認知症が心配です。診てもらいたいのは夫です」と書いてありました。私は、しばらく夫婦で通ってもらおうことにしました。3か月目になった頃、夫は自ら「物忘れで困っています」と話してくれました。症状を自覚しながらも、不安やプライドもあって認められなかったのです。



家族が認知症を疑い、物忘ればかりを指摘して本人を責めてしまうケースは多いです。ただ、認知症の人の症状や行動には、そんな家族の言動が少なからず影響します。本人だけの問題でなく、家族の問題だと認識を転換することが大切です。

もし認知症の疑いがあれば、家族と一緒に受診しましょう。本人が拒否するのなら、家族だけでもいいのです。本人がいなくても、家族の誰かに支援が入ることで、家族全体に良い変化が生まれます。これは、私が専門とする家族療法で「さざ波効果」と呼ばれます。医師らと話すことで本人との接し方のヒントが見つかり、家族も不安やイライラが和らぐかもしれません。家族の気持ちが安定すれば本人との関係も変わり、介護がやりやすくなるはず。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法

(基本理念)

- 第三条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保ちつつ希望を持って暮らすことが出来るよう、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない
- 一 すべての認知症の人が、基本的人権を有する個人として、みずからの意思によって日常生活及び社会的生活を営むことが出来るようにすること
- 二 国民が共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることが出来るようにすること
- 三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じて、その個性と能力を十分に発揮できるようにすること
- 四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること
- 五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下家族等という）に対する支援が、適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること

〈編集後記〉

この基本理念を現実のものにするために頑張りましょう。造った仏像に魂を入れましょう。（田部井）

